

掛環環第 32 号
令和元年 6 月 24 日

静岡県知事 川勝 平太 様

掛川市長 松井 三郎



(仮称) パシフィコ・エナジー遠州洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に
関する意見について (回答)

令和元年 5 月 31 日付け環生第 78 号により照会がありました表記の件について、静岡県
環境影響評価条例第 37 条の 2 第 2 項の規定による環境保全の見地からの意見を別紙のと
おり提出します。



担当 掛川市環境政策課環境政策係
TEL 0537-21-1218
FAX 0537-21-1164

別紙

(仮称)パシフィコ・エナジー遠州洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見書

環境影響評価の計画段階配慮書に基づく内容について、以下の項目について対応すること。

1 総括的事項

- (1) 地上部の土地利用計画を示すこと。
- (2) 河岸域の生育環境の影響に対する措置を検討するとなっているが、水産業関係者への説明を行うこと。
- (3) 漁業関係者のみならず、掛川市に関する地元や地域住民に対して事業内容の説明や周知を十分行うこと。
- (4) 既設風力発電施設への影響の可能性について、施設管理者との協議を踏まえ検討し市へ報告すること。

2 景観等

- (1) 市域全域が対象となっている掛川市の景観計画区域を踏まえた検討を行うこと。
- (2) 掛川市の眺望点及び景観資源の選定が不十分であるため、適切に把握した上で、再度調査し評価を行うこと。
- (3) 県景観賞等受賞公共施設に新設工作物が入り込む場合、景観の変化にどう対処するか示すこと。
- (4) 市景観計画の海岸河川景観ゾーンの景観形成方針への対応を示すこと。
- (5) 眺望点から発電施設がどのように見えるのかコラージュで示すこと。

3 工事・汚染等

- (1) 発電施設の故障、汚れ、油の流出等による景観等、周辺環境に及ぼす影響について維持管理計画を示すこと。
- (2) 陸上におけるケーブルの敷設や資機材の運搬、工事車両等の通行により、周辺環境に及ぼす影響を調査・予測し必要な措置を講ずること。

4 自然環境

掛川市条例に基づく指定希少野生動植物についても調査し、評価を示すこと。

5 防災

南海トラフ巨大地震の規模及び被害想定を踏まえ、津波による発電施設の流失あるいは陸地への影響など、発電施設や陸地に及ぼす影響を評価すること。